

第 1 0 回 青梅市公共交通協議会

委員改選

平成25年6月21日

1. 委員の改選

青梅市公共交通協議会規約により、現行委員の任期は、平成 25 年 8 月 21 日までとなっている。

(参考 1) 青梅市公共交通協議会規約 (抜粋)

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(参考 2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (抜粋)

(協議会)

第 6 条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(参考 3) 青梅市公共交通協議会の公募委員募集要領

1 目的

(仮称) 青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の設置に当たり、青梅市民の代表として広く意見を反映させるため、協議会委員を公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格

公募委員に応募することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市に住民登録または外国人登録している者
- (2) 応募の時点において満20歳以上の者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (4) 青梅市職員でない者
- (5) 平成23年7月15日現在、青梅市の他の附属機関等の委員になっていない者
- (6) 青梅市の公共交通に関心があり、協議会に出席が可能な者

3 募集人数

募集人数は、1人とする。

4 委員の任期等

協議会で定める規約によるものとする。

5 募集方法

青梅市広報、ホームページ等を活用し広く募集する。

6 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して2週間とする。

7 応募方法

応募者は、青梅市公共交通協議会公募委員申込書（様式第1号）を企画調整課に持参、ファクシミリ、郵送または電子メールで提出する。なお、提出された書類は返却せず、企画調整課にて適正に処分するものとする。

8 選考者

選考者は企画部長および企画調整課長とし、企画部長を責任者とする。

9 選考方法

(1) 一次選考

応募資格の確認を行う書類審査とする。

(2) 二次選考

一次選考の結果、候補者が募集人数を超えた場合は、二次選考として公開抽選を行う。

10 公開抽選

(1) 日時等

公開抽選の日時、場所などについては、一次選考終了後、速やかに決定し、応募者宛てに通知する。

(2) 抽選方法

ア 抽選に当たっては、出席者の確認を得て実施する。

イ 抽選は、抽選機によることとする。

ウ 抽選機には、一次選考の合格者全員分のくじ棒を用意し、出席者の確認を得ることとする。

エ 抽選機の実施は、選考者が行う。

オ 応募者の番号は、企画調整課において、あらかじめ受付順に番号付けする。

カ 抽選機により抽出されたくじの1番目を合格とする。また、合格者に辞退等があるときのため、2番目以降を補欠者とし、選考の早い者を優先する。

11 選考結果

選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

1 2 決定

委員は、協議会が設置され、協議会の承認を得て最終決定する。

1 3 庶務

委員の公募に関する庶務は、企画調整担当課で処理する。

1 4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は青梅市長が別に定める。

1 5 実施期日

この要領は、平成23年7月26日から実施し、協議会が設置された日の翌日をもって廃止する。